

羽村市介護サービス事業所の人材育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽村市の区域内（以下「市内」という。）の介護人材の確保を図るため、介護サービス事業所が負担する介護人材育成に要する経費の一部を羽村市（以下「市」という。）が補助することについて、必要な事項を定めものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在し、次の各号に掲げる事業のいずれかを行う介護事業所等を運営する介護サービス事業者とする。ただし、次条に規定する補助対象経費について、他に補助又は助成を受けている場合には、この要綱による補助金の交付対象としない。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条各項に掲げる事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援を除く。）

(2) 法第8条の2各項に掲げる事業（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防支援を除く。）

(補助対象経費)

第3条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者（以下「研修事業者」という。）が実施する研修に次の各号のいずれにも該当する者（以下「受講者」という。）が受講するために要する経費（必須テキスト代、実習費、補講料及び追加受験料をいう。以下「受講費」という。）であって、補助対象者が研修事業者を支払ったものとする。ただし、受講者が直接研修事業者を受講費を支払い、補助対象者が当該受講費の全部又は一部に相当する額を受講者に支給したとき（給与、賃金、諸手当等と明確に区分して支給した場合に限る。）は、当該支給した経費を補助対象経費とする。

(1) 補助対象者と直接雇用契約を締結していること。

(2) 研修事業者が発行する修了証明証の交付を受けていること。

(3) 第5条に規定する交付申請書を提出する時点で補助対象者が運営する介護事業所等（市の区域外に所在するものを除く。）に介護職員として継続して3か

月以上従事していること。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、受講者1人につき補助対象経費の総額と100,000円とのいずれか低い額とし、予算の範囲内において交付する。この場合において1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、羽村市介護サービス事業所の人材育成支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に必要な関係書類を添えて、羽村市長(以下「市長」という。)に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、交付することと決定したときは羽村市介護サービス事業所の人材育成支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことと決定したときは羽村市介護サービス事業所の人材育成支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、羽村市介護サービス事業所の人材育成支援補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第8条 交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 市長および交付決定者は、この補助金に関する書類、帳簿等を当該年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、羽村市補助金等交付規則(昭和52年規則第10号)の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日をもってその効力を失う。ただし、この要綱の失効前にこの要綱に基づき交付された補助金に関し、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続については、なお従前の例による。